

(電子メール施行)
教体第1526号
令和4年11月21日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症兵庫県対処方針の変更について（通知）

去る11月18日、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されました。

本県においても、今月に入り新規感染者が増加しており、第8波の到来と季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されています。

ついては、先月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について」でも通知しておりますが、別添のとおり関係資料を送付するので、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

参考資料

- 「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抜粋）」R4.11.18改定
- 「第8波とインフルエンザとの同時流行に備えた対策を！」（知事メッセージ）
- オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について
(令和4年11月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡写し)

(電子メール施行)
教体第1526号
令和4年11月21日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症兵庫県対処方針の変更に伴う
県立学校における対応について

去る11月18日、新型コロナウイルス感染症対策本部関係本部員会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更され、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、参照のうえ、引き続き感染対策を徹底しながら、適切な学校運営を行うようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和 2 年 5 月 21 日をもって緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和 3 年 1 月 13 日、特措法第 32 条第 3 項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和 3 年 2 月 28 日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4 月 5 日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4 月 21 日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4 月 23 日、本県は特措法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態措置実施区域とされた。その後、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6 月 20 日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されたが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6 月 21 日からまん延防止等重点措置を実施した。

令和 3 年 7 月 11 日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7 月 28 日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7 月 30 日に指定されたことから、8 月 2 日よりまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、8 月 17 日、本県は特措法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8 月 20 日より緊急事態措置を実施した。

令和 3 年 9 月 30 日をもって本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施した。しかし、令和 3 年 12 月 30 日にオミクロン株の市中感染が県内で初めて確認され、その後も感染の急拡大が止まらず、令和 4 年 1 月 27 日からまん延防止等重点措置を実施してきた。

令和 4 年 3 月 21 日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、引き続き感染再拡大防止のための対策を実施する。

I 措置実施期間

緊急事態措置実施期間	令和 2 年 4 月 7 日～令和 2 年 5 月 21 日
	令和 3 年 1 月 14 日～令和 3 年 2 月 28 日
まん延防止等重点措置実施期間	令和 3 年 4 月 5 日～令和 3 年 4 月 24 日
緊急事態措置実施期間	令和 3 年 4 月 25 日～令和 3 年 6 月 20 日
まん延防止等重点措置実施期間	令和 3 年 6 月 21 日～令和 3 年 7 月 11 日
まん延防止等重点措置実施期間	令和 3 年 8 月 2 日～令和 3 年 8 月 19 日
緊急事態措置実施期間	令和 3 年 8 月 20 日～令和 3 年 9 月 30 日
まん延防止等重点措置実施期間	令和 4 年 1 月 27 日～令和 4 年 3 月 21 日

II 措置等の内容

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで行う。
- ・校外から多人数を呼び込むような校内行事を実施する際には、体調不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知する。また、1回当たりの参加人数の制限などの対応を行う。
- ・県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
- ・オリエンテーション合宿等、宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさないよう、席の配置の工夫や、大声での会話を控えるなどの対応を徹底する。

○マスク着用（不織布マスクを奨励。以下同じ）の取扱い

〔基本的な考え方〕

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、下記においてはマスク着用が必要ない場面とする。

①十分な身体的距離（2 m以上）が確保できる場合

②気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合

③体育の授業

※十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は着用

〔マスク着用が不要な場面及び留意事項〕

・体育の授業（屋内外問わず）

地域の感染状況等を踏まえつつ、①児童生徒の間隔を十分に確保する、②屋内で実施する場合には、呼吸が激しくなるような運動を行うことは避ける、③こまめに換気を行う等に留意する。

・登下校時 ※公共交通機関を利用する場合は着用

季節を問わず熱中症対策を優先し、①小学生など自分で判断が難しい年齢の子供への積極的な声かけ、②人と十分な距離を確保し、会話を控える等の指導を行う

・屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動（休憩時間における運動遊び等）

○登下校時・出勤時

・児童生徒が濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については、特段登校を控えることを求める必要はない。（ただし、今後の感染状況によっては出席停止等必要な措置を講じる場合がある。）

・なお、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認

めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能。

- ・出席停止期間中には、ICT の活用も含めた学習支援に配慮する。
- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）は出勤を見合わせる（特別休暇等）。
- ・サーモグラフィー等を活用した毎日の検温や手洗いを徹底する。

○その他

〔児童生徒向け〕

- ・児童生徒・保護者に対して、国や兵庫県が作成しているワクチン接種についての動画等を参考にしよう呼びかける。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
- ・企業や福祉施設等での校外実習にあたり、必要に応じて PCR 検査（公費負担）を受ける。

〔教職員・学校向け〕

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、引き続き教職員にワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導する。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える。

②部活動

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
- ・活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（いきいき運動部活動（4訂版）等）。

○マスク着用の取扱い

- ・体育の授業に準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応

※以下の場合にはマスク着用を含めた感染対策を徹底

- ①活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ②部活動前後での集団での飲食や移動時
- ③大会における会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ④寮や寄宿舎における集団生活時 等

- 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
- 宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- 部内での感染者が確認された場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は部活動を休止し、感染対策を確認する。
- 児童生徒・教職員以外の関係者が参加する場合の感染防止対策を徹底する。
- 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策

の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、各競技団体のガイドライン等を踏まえた感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③季節性インフルエンザとの同時流行を踏まえた対応

○教職員や児童生徒の発熱等体調不良時には、新型コロナウイルスの検査結果が陰性であっても、季節性インフルエンザの感染対策も念頭におき、出勤・登校させないことを徹底する。

○新型コロナウイルスのほか、季節性インフルエンザについても、療養開始に当たって又は療養期間終了後に学校に出勤・登校するに当たって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めない。

④心のケア

○きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。

- ・ SNS 悩み相談の活用を周知（相談時間：17 時～21 時）
- ・ キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・ 通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

〔市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）〕

○設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1 人 1 台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

- 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（令和 3 年 8 月 27 日付け文部科学省事務連絡）」及びその運用基準に基づき、適切に対応する。
 - ・ 感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。
 - ・ 校内の感染状況等に応じて、機動的に分散登校や時差登校を検討する。
 - ・ 学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を、保健所・学校医と相談のうえ、学校長の判断で機動的に検討する。なお、実施後は速やかに事務局に報告する。
 - ・ 出席停止の児童生徒はもとより、学級・学年の閉鎖、学校の臨時休業を実施する場合には、ICT の活用も含めた学習支援に配慮する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

第8波とインフルエンザとの同時流行に備えた対策を！

新型コロナの新規感染者数が再び増加傾向にあり、第8波に入りつつあります。また、これから冬の時期を迎えて、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されています。今一度、基本的な感染対策の再徹底のほか、インフルエンザを含めた積極的なワクチン接種をお願いします。

1 基本的な感染対策の徹底とワクチンの積極的な接種を

- ・ 3密の回避、適切なマスク着用、手洗いや手指消毒、効果的な換気など、基本的な感染対策の徹底をお願いします。これから寒くなり暖房を使用する機会が増えますが、暖房中も継続的な換気をお願いします。
- ・ 発熱だけでなく、咳やのどの痛みなど、少しでも体調に異変があれば、通勤・通学等を控えてください。
- ・ 感染に備えて、検査キットや1週間程度の食料品・常備薬等の備蓄をお願いします。
- ・ ワクチンの積極的な接種をお願いします。特に重症化リスクのある高齢者や基礎疾患を有する方などは、早期の接種をお願いします。
- ・ 新型コロナワクチンと同時接種が可能なインフルエンザワクチンについても、積極的な接種をお願いします。

2 保健医療体制重点化への協力を

- ・ 次なる波の発生及び季節性インフルエンザとの同時流行により、医療ひっ迫が起きることが懸念されます。医療ひっ迫が起きている中で発熱などの体調不良が生じた場合には、重症化リスクの低い方は自己検査及び自宅療養へのご協力をお願いします。
- ・ 健康相談などのフォローアップを円滑に行うため、発生届対象外の方や自主療養者は、陽性者登録支援センターへの登録にご協力をお願いします。

3 感染対策と社会経済活動の両立を

- ・ 旅行や地域の行事に参加する際には、基本的な感染対策を徹底し、特に人混みや大声での会話などによる感染リスクに注意してください。
- ・ 年末年始を迎えて移動や会食等の機会が増えますが、会話時にはマスクの着用をお願いします。

本事務連絡は、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、オミクロン株対応ワクチンの接種に関し、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するものです。



事 務 連 絡
令和4年11月18日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について

新型コロナウイルス感染症については、過去2年いずれも年末年始に感染が拡大しており、また、この秋・冬については、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるとの専門家の指摘もあります。実際にも、現在、新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に増加傾向にあり、今後の動向を注視する必要があります。

こうしたことを踏まえ、政府においては、重症予防効果等が従来型ワクチンを上回るとともに、今後の変異株に対してもより有効であることが期待されているオミクロン株対応ワクチンについて、希望する全ての対象者が年内に接種を受けることができるよう、接種体制の確保や周知・広報に取り組んでいるところです。

現在、オミクロン株対応ワクチンは、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の全ての者が接種対象となっており、小学校第6学年の一部の児童及び中学校以上の全ての生徒も対象となっています。

全てのワクチンの接種は強制ではなく、児童生徒については、本人や保護者の判断が尊重されるべきものですが、その判断に当たっては、接種対象の範囲、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について十分に周知されることが重要ですので、引き続き、地域の衛生主管部（局）と教育委員会等が連携した周知・広報をよろしく願います。

特にこれまでの事務連絡においては、自治体等での取組の一例として、厚生労働省が作成したリーフレット等について、学校や社会教育施設等の保護者が訪れやすい場所に据え置く、教育委員会・学校等のホームページや校内ネットワークに掲載するといったことを挙げていますが、これらのほか、例えば、山梨県においては、5歳から11歳までを対象にした小児接種に係る取組となりますが、知事部局と教育委員会が連携し、各市町村の教育委員会単位や単独又は複数の学校単位で、小学校の学校医等が保護者に説明する機会を設けるといった取組を進めることとされており、他の地域においても、こういった事例も参考にしながら、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携し、学校の教職員に過度な負担が生じないように留意しつつ、地域の実情に応じた取組を進めていただくようお願いします。

その際、衛生主管部（局）において、児童生徒や保護者が接種に関する相談先の情報等を取得できるよう、厚生労働省が作成したリーフレット等について、地域の相談先を明記するなど必要な編集を行った上で活用することを御検討ください。

【参考】衛生主管部（局）と教育委員会等の連携による取組として考えられる例

- 衛生主管部（局）が主催する説明会等に、教育委員会等が協力（保護者への周知・案内、学校施設の利用等）
- 衛生主管部（局）及び教育委員会等から学校医等（医師会）に依頼し、学校医等から保護者への説明の機会を提供（必要に応じて学校も協力）
- 学校からのお知らせや保護者向けメールマガジン等に、地域の保健所長や小児科医等のメッセージを掲載

そのほか、児童生徒に対する新型コロナワクチンの接種に係る考え方及び留意点等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」（令和4年9月6日付け事務連絡）1から4までにおいて、お知らせしたとおりですので、必要に応じて御参照ください。

以上について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

以上

【参考資料】

○厚生労働省作成リーフレット

- ・[【第1報】オミクロン株対応2価ワクチン接種のお知らせ](#)

(内容) オミクロン株対応2価ワクチンの接種が開始したこと、接種対象や接種開始時期、その効果や安全性等を説明

- ・[【第2報】オミクロン株対応2価ワクチンの種類が増えました \(Ver. 2\)](#)

(内容) BA.1 対応型か BA.4-5 対応型のいずれか早く打てるワクチンで接種してほしいことを呼びかけ

- ・[【第3報】接種可能な間隔が3か月になりました](#)

(内容) オミクロン株対応2価ワクチンの接種可能な間隔が3か月となったことも踏まえ、年内の接種を呼びかけ

○政府インターネットテレビ

- ・[新型コロナウイルス対策「2価ワクチン」篇](#)

(内容) オミクロン株対応2価ワクチンの年内接種のお願いする動画

- ・[ねお×木下先生「新しいコロナワクチンのこと聞いてみた」](#)

(内容) オミクロン株対応2価ワクチンのメリット等について、モデル／動画クリエイターのねおさんが、専門家である木下喬弘先生聞く動画

○[\(医師向け\) 新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンについての最近の動向](#)

(厚生労働省)

(内容) オミクロン株対応2価ワクチンの接種体制、種類とその特徴、有効性、諸外国の状況等について最近の動向を紹介する動画。

○[新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について \(令和4年9月6日付け事務連絡\)](#)

(内容) 新型コロナワクチンの接種に関する学校等における考え方及び留意点等

＜本件連絡先＞
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
03-5253-4111(内2918)
厚生労働省
健康局 予防接種担当参事官室
自治体サポートチームメールアドレス